

令和2年12月6日9時00分	
資料提供	
問合せ先	畜産課 担当:筒井、宮本
電話番号	073-441-2924(直通)

奈良県における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う本県の対応について

奈良県五條市において高病原性鳥インフルエンザが発生し、本県の一部地域が搬出制限区域(発生農場から半径3~10km以内)となることから、下記の対応を行います。

記

1 発生農場

- ・所在地：奈良県五條市
- ・飼養状況：採卵鶏 約8.3万羽

2 本県での対応

(1) 搬出制限区域の設定

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家伝染病防疫指針(令和2年7月1日農林水産大臣公表)に基づき、搬出制限区域では、卵や家きん等の区域外への搬出が原則として禁止されます。

なお、搬出制限区域は、奈良県での防疫措置完了から10日経過後に実施する清浄性確認検査により陰性を確認後、解除される予定です。

本県の対象農場：6戸、約13.6万羽

(2) 消毒ポイントの設置

番号	名称	所在地
1	伊都振興局	橋本市市脇4丁目5番8号
2	国道371号柱本	橋本市柱本47-3

※2「国道371号柱本」については車両重量4tまで

運営時間：令和2年12月6日(日)から設置。午前9時から午後5時まで運営。

消毒対象車両：畜産関連車両、畜産用飼料・薬剤・関連機材の運搬車両、畜産関連建設業者の車両、畜産関係指導・支援車両等

- ・消毒対象車両は、搬出制限区域の出入りの際、必ず消毒ポイントで消毒を受けてください。
- ・養鶏農場では、消毒対象車両の到着時、車両消毒証明書を確認し、確実に消毒された車両のみ受け入れてください。
- ・消毒対象車両を保有する事業者は、養鶏農場・関連事業所の出入り時、車両並びに靴底の消毒を徹底してください。

(3) 養鶏農場への立入検査

- ・対象農場：県内すべての養鶏農場61戸(100羽以上飼養)
- ・指導内容：異常鶏の有無、早期通報・野生動物侵入防止・消毒の徹底等

家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は国内で報告されていません。